

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

那覇市長 宛

住 所(所在地)
学校名(施設名・日本語教育施設名)
設置者(代表者) 印

年度 結核定期健康診断促進事業補助金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり補助事業を実施したいので、補助金の交付について申請します。

記

- 1 交付申請金額 : 円
- 2 事業の目的 :
- 3 事業完了予定年月日 : 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 結核定期健康診断促進事業補助金所要額調書(第2号様式)
 - (2) 結核定期健康診断促進事業補助金エックス線写真撮影対象者名簿
(第3号様式)
 - (3) その他、市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条・第9条・第10条関係）

年度結核定期健康診断促進事業補助金 所要額調書

学校・施設・日本語教育施設名

()

実施年月日(年 月 日)

表1（実支出額と基準額の比較）

区 分		受診人員 (A)	実支出額※ (B)	基準額 (C)	
				単価	単価×(A)
直接撮影		人	円	円	円
間接撮影	レンズカメラ	人	円	円	円
	70ミリ	人	円	円	円
	100ミリ	人	円	円	円
合 計		人	円		円

※消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記入すること。

表2（収入控除後額と基準額の比較）

(ア) 総事業額	(イ) 寄付金その他 収入額	(ウ) 収入控除後事業費 (ア)-(イ)	(エ) 補助基準額 (B)、(C)、(ウ)のう ちいずれか少ない額	(オ) 補助申請額 (エ)×2/3
円	円	円	円	円

(注) 1. 補助申請額（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額）に1円未満の端数を生じたときには切り捨てること。

2. 基準額単価については別表を参照すること。

表3（交付決定後の額と補助申請額との比較）

(1)	(2)	(3)
既交付（変更）決定額	既交付（変更）決定額	交付申請額
円	円	円

第3号様式（第7条・第9条関係）

年度結核定期健康診断促進事業補助金 エックス線写真撮影対象者名簿

学校・施設・日本語教育施設名（ ）

	氏名	生年月日	年齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

第4号様式（第8条関係）

那覇市指令第 号
年 月 日

様

那覇市長

年度 結核定期健康診断促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のありました 年度結核定期健康診断促進事業補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので、那覇市結核定期健康診断促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額： 円
- 2 交付の時期：請求書の提出があった日から30日以内
- 3 交付の条件
 - (1) この補助金は、結核定期健康診断事業に要する経費以外に充当しないこと。
 - (2) 補助事業者は、補助事業の趣旨を踏まえ受診対象者を的確に把握し、受診率の向上に努めること。
 - (3) 那覇市補助金等交付規則及び那覇市結核定期健康診断促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式（第8条関係）

那覇市指令第 号
年 月 日

様

那覇市長

年度 結核定期健康診断促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のありました 年度結核定期健康診断促進事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、那覇市結核定期健康診断促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付しないことを決定した理由

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴え

を提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第 1 項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

那覇市長 宛

住 所（所在地）

学校名（施設名・日本語教育施設名）

設置者（代表者）

印

年度 結核定期健康診断促進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け那覇市指令 第 号で補助金交付決定の通知があつた補助事業を下記のとおり変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 交付申請金額 変更後の申請額 円
既交付決定額 円
(変更額 円)
- 2 変更を必要とする理由
- 3 添付書類
 - (1) 結核定期健康診断促進事業補助金所要額調書（第2号様式）
 - (2) 結核定期健康診断促進事業補助金エックス線写真撮影対象者名簿（第3号様式）
 - (3) その他、市長が必要と認める書類

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

那覇市長 宛

住 所（所在地）
学校名（施設名・日本語教育施設名）
設置者（代表者） 印

年度 結核定期健康診断促進事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け那覇市指令 第 号で補助金交付決定の通知があつた補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 交付申請金額 交付決定額 円
- 2 中止（廃止）理由
- 3 中止（廃止）年月日 年 月 日

第8号様式（第9条関係）

那覇市指令第 号
年 月 日

様

那覇市長

年度 結核定期健康診断促進事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のありました 年度結核定期健康診断促進事業補助金については、下記のとおり変更交付を決定しましたので、那覇市結核定期健康診断促進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 変更前の交付決定額： 円
- 2 変更決定額： 円
- 3 変更後の交付決定額： 円
- 4 交付の時期：請求書の提出があった日から30日以内
- 5 交付の条件
 - (1)この補助金は、結核定期健康診断事業に要する経費以外に充当しないこと。
 - (2)補助事業者は、補助事業の趣旨を踏まえ受診対象者を的確に把握し、受診率の向上に努めること。
 - (3)那覇市補助金等交付規則及び那覇市結核定期健康診断促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 6 その他特記事項：

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 9 号様式 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

那覇市長 宛

住 所 (所在地)
学校名 (施設名・日本語教育施設名)
設置者 (代表者) 印

年度 結核定期健康診断促進事業補助金実績報告書

記

みだしのことについて、 年 月 日付け那覇市指令 第 号で
補助金交付決定の通知があった補助事業の実績を、関係書類を添えて下記のと
おり報告します。

- 1 補助金精算額： 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 結核定期健康診断促進事業補助金所要額調書 (第 2 号様式)
 - (2) 結核定期健康診断促進事業補助金受診人員内訳書 (第 10 号様式)
 - (3) 支出を証明する書類 (領収書の写し等)
 - (4) その他、市長が必要と認める書類

第 10 号様式（第 10 条関係）

年度 結核定期健康診断促進事業補助金 受診人員内訳書

学校・施設・日本語教育施設名

()

対象 人員 (A)	受診 人員 (B)	受診率 $B/A \times 100$	結核 患者数	再検査 対象者	健康者	備 考
人	人	%	人	人	人	

※第 3 条に規定する対象者の人員を記載すること

第 11 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

那覇市長

年度 結核定期健康診断促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付 第 号で提出された 年度結核定期健康診断促進事業補助金実績報告書を審査した結果、適正を認め、下記のとおり交付を確定しましたので、那覇市結核定期健康診断促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付確定額： 円

（教示）

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 12 号様式 (第 12 条関係)

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 年 月 日付第 号により補助金の交付確定を受けた
年度結核定期健康診断促進事業補助金として、那覇市結核定期健康診断促
進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により上記のとおり請求します。

年 月 日

那覇市長 宛

住 所 (所在地)

学校名 (施設名・日本語教育施設名)

設置者 (代表者)

印

振 込 先 金融機関	銀 行 信用金庫 農 協 店		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義			

第 13 号様式（第 13 条関係）

那覇市指令第 号
年 月 日

様

那覇市長

年度 結核定期健康診断促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で決定しました 年度結核定期健康診断促進事業補助金については、下記のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消しましたので、那覇市結核定期健康診断促進事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

1 取消した補助金の額： 円

（	交付決定額	円
	取消し後の交付決定額	円
	返還決定額	円
）		

2 取消の理由

（教示）

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。